

高等学校の未来検討委員会設置要綱

(設置)

第1 長野県教育委員会が高等学校改革プランのたたき台として提示した再編案に対して、南信州地域にとって望ましい高等学校配置についての検討を行うため、「高等学校の未来検討委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2 委員会は、次に掲げる者の内から40人以内で組織する。

- (1) 自治体関係者
- (2) 産業経済関係者
- (3) 学校関係者

(任期)

第3 委員の任期は、平成17年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4 委員会に委員長1人及び副委員長2人を置き、委員が互選する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5 会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第6 委員会の庶務は、南信州広域連合事務局が担当する。

(補則)

第7 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、南信州広域連合長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月13日から施行する。